【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年３月31日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　早川　周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地１
【電話番号】	(098) 851-8701（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　平田　史隆
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第３期	第４期	第５期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高	（千円）	―	474,722	500,028
経常損失（△）	（千円）	―	△135,828	△212,981
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	―	△134,305	△265,304
包括利益	（千円）	―	△137,350	△265,994
純資産額	（千円）	―	46,119	△142,057
総資産額	（千円）	―	495,978	351,186
１株当たり純資産額	（円）	―	28.98	△88.20
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純損失（△）	（円）	―	△94.41	△177.10
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（％）	―	8.7	△40.7
自己資本利益率	（％）	―	△309.2	―
株価収益率	（倍）	―	―	―
配当性向	（％）	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	△61,743	△149,277
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	△29,127	△22,987
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	200,063	134,628
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	225,588	187,951
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕	（名）	―	24〔58〕	23〔44〕

（注） １．第４期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

２．第５期の自己資本利益率については、期中平均自己資本額がマイナスであるため記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

４．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

５．株価収益率については親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[　]内に外数で記載しております。

７．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第５期の期首から適用しており、第５期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２ 【沿革】

当社は2018年２月23日に設立をし、以来「プロスポーツビジネスの新しい循環型モデルの創出」のために、「卓球を中心としたプロスポーツ×沖縄」にもう一つ掛け合わせた、「プロスポーツ×沖縄×飲食」などの事業での事業展開を行っております。

当社グループに係る経緯は、次のとおりであります。

年　月	概要
2018年２月	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社［資本金100万円］を設立
2018年３月	琉球アスティーダ（卓球チーム）を発足し、スポーツ関連事業を開始 沖縄県那覇市に「バルコラボ　TAKKYUバル」奥武山公園店を出店し、飲食事業を開始
2018年10月	Tリーグ（※）開幕
2019年５月	琉球アスティーダ卓球スクール事業を開始
2019年７月	琉球アスティーダ卓球通販サイトをオープン
2019年７月	沖縄県中頭郡にスポーツ観戦レストラン「コラボキッチン」イオンモール沖縄ライカム店を出店
2019年９月	事業を譲り受け、沖縄県中頭郡にて「いちゃりばコラボ」北谷店、沖縄県宜野湾市に「バルコラボ肉バル沖国大前店の２店舗を営業開始
2020年１月	事業を譲り受け、沖縄県那覇市にて「バルコラボ」那覇新都心店、「MEAT&PIZZA」バルコラボ那覇天久店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店、「バルコラボ琉球肉バル」那覇国際通り店の４店舗を営業開始
2020年７月	飲食事業のフランチャイズ展開を開始 沖縄県那覇市にてフランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」美栄橋駅前店を営業開始
2020年10月	沖縄県中頭郡にてフランチャイズ店舗「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ」北谷国体道路店を営業開始
2020年11月	沖縄県那覇市に「バルコラボ」県庁前店を出店
2020年12月	沖縄県浦添市にてフランチャイズ店舗「バルコラボ　肉バル」浦添市役所前店、沖縄県国頭郡にてフランチャイズ店舗「バルコラボ オーシャンテラス」真栄田岬店を営業開始
2021年２月	Tリーグ2020-2021シーズン プレーオフ ファイナル（男子）で初優勝
2021年３月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2021年４月	九州アスティーダ株式会社（現・連結子会社）を設立 福岡県を本拠地とする女子卓球チームとして、2021－2022シーズンよりＴリーグに参戦
2021年５月	沖縄県那覇市に、お土産店「アスティーダショップ」を出店
2021年８月	アスティーダマーケティング株式会社（現・連結子会社）を設立
2021年９月	ＡＭＧ株式会社（現・連結子会社）を設立
2021年12月	第１回アスティーダフェスを開催 「スポーツ！音楽！食！最高のエンターテインメントを！」をテーマにした「アスティーダフェスティバル2021-2022」を沖縄アリーナで開催
2022年３月	ナッジ株式会社（本社：東京都千代田区）より、次世代型クレジットカード「Nudge（ナッジ）」において、「琉球アスティーダ」クラブ、「九州アスティーダ」クラブ、「バルコラボ」クラブのクレジットカードを発行
2022年４月	「バルコラボ琉球肉バル」那覇国際通り店」を「29 on」那覇国際通り店に店名変更
2022年６月	沖縄県中頭郡にてフランチャイズ店舗「バルコラボ」グランデ中城店を営業開始
2022年７月	フランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」美栄橋駅前店を閉店

2022 年９月	フランチャイズ店舗「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ」北谷国体道路店を閉店
2022 年９月	お土産店「アスティーダショップ」を閉店
2022 年 10 月	「29 on」那覇国際通り店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店を閉店
2022 年 11 月	「バルコラボ　TAKKYU バル」奥武山公園店を閉店

※「T リーグ」とは、日本の卓球を世界に向けより強いものに、また身近なものにするために 2017 年に一般社団法人 T リーグが発足し、2018 年 10 月から１st シーズンが開幕した日本の新しいプロ卓球リーグであります。

2016 年 12 月に日本卓球協会による将来のプロ化を視野に入れた 2018 年発足の新リーグ構想ができ、2017 年４月に運営法人となる「一般社団法人 T リーグ」が設立されました。現理事長には T リーグ理事を務めていた坂井一也氏が就任しております。

T リーグには男子４チーム、女子は６チームが所属しています。（所属チームは下記の表を参照）

■男子

クラブ名	ホームタウン	加盟年度
T.T 彩たま	埼玉県	2018 年
木下マイスター東京	東京都	2018 年
岡山リベッツ	岡山県	2018 年
琉球アスティーダ	沖縄県	2018 年

※「琉球アスティーダ」は 2018 年より加盟しております。

■女子

クラブ名	ホームタウン	加盟年度
木下アビエル神奈川	神奈川県	2018 年
トップおとめピンポンズ名古屋	愛知県	2018 年
日本生命レッドエルフ	大阪府	2018 年
日本ペイントマレッツ	大阪府	2018 年
九州アスティーダ	福岡県	2021 年
京都カグヤライズ	京都府	2022 年

※「九州アスティーダ」は 2021 年より加盟しております。

３ 【事業の内容】

当社グループは、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」「ONE 九州」をスローガンに、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。

私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄や九州の子どもたちがスポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場をつくり、そして、琉球アスティーダ及び九州アスティーダが日本だけでなく世界に知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。これらの取り組みを通じて、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を私たちは継続していきます。

当社グループのビジネスモデルは、スポンサー収入のみに頼った従来のスポーツクラブ経営ではなく、飲食事業や卓球用品販売、卓球教室など相乗効果のある事業展開を行っております。

（事業系統図）

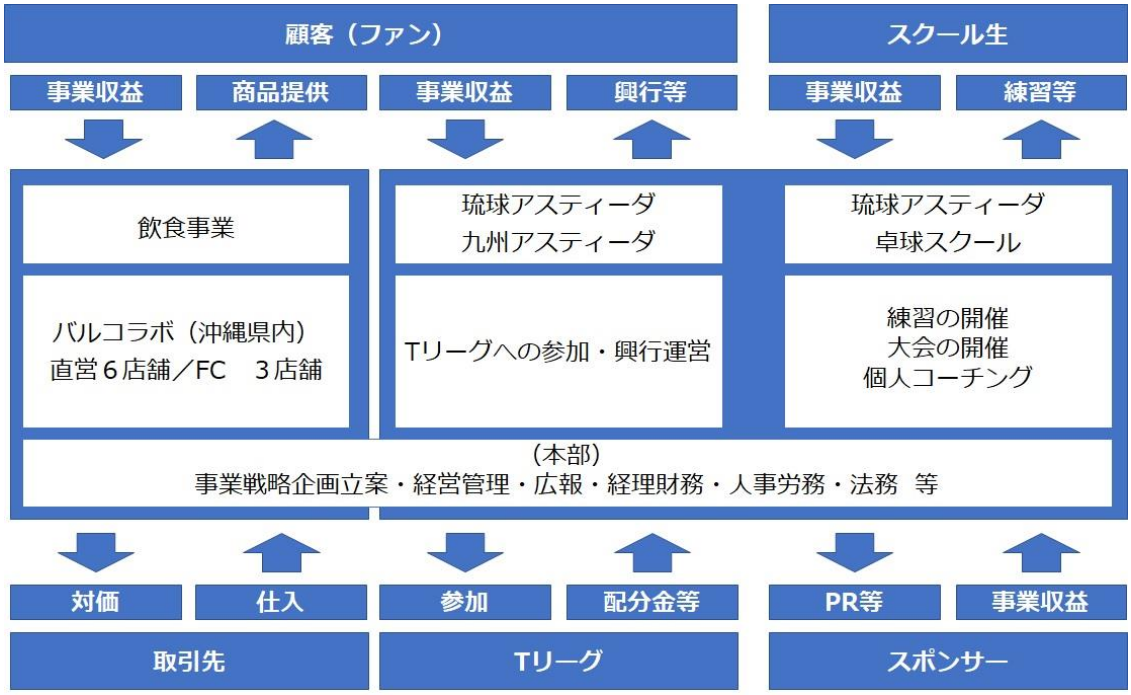

（ビジネスモデルイメージ図：琉球アスティーダの例）

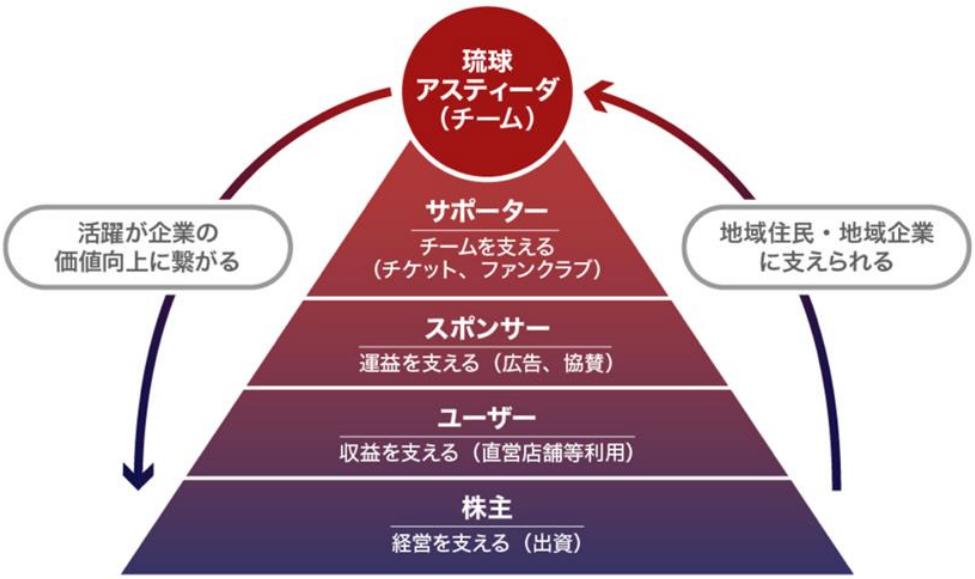

当社グループの事業は、主にスポーツ関連事業と飲食事業に分けられます。スポーツ関連事業は、主に卓球事業となります。卓球事業は、スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、T リーグ配分金などがあります。

飲食事業においては、沖縄県内にバル形態の飲食店舗(直営店６店舗、フランチャイズ店舗３店舗)を展開しております。今後は、健康×エンターテインメントを目指し、スポーツバーや卓球台がある飲食店の展開を行っていく予定です。

セグメント区分	主要な売上項目
スポーツ関連事業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、T リーグ配分金・運営受託収入等)、その他
飲食事業	バル形態を中心とした飲食店の運営による収入、イベントへの参加、フランチャイズ収入

（1）スポーツ関連事業

1．スポンサー収入

スポンサー収入は、チーム運営を行うために使用されており、スポーツ関連事業の売上の約 66.7%を占めています。2023 年１月末時点でスポンサーとしてご契約いただいている企業は国内合わせて約 173 社あり、チーム運営の主な財源となっております。なお、当社グループが提供しているスポンサーの種別は下記のとおりです。

【スポンサーの種別について】

スポンサーには露出の度合いに応じて、トップスポンサー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルパートナーの３種類があります。

トップスポンサーは、ユニフォームやウォームアップウェアへの社名掲載がされ、dTV・amazon prime でのライブ放送で映るなど一番露出が多くなるスポンサーです。その他にも、呼称権・集団肖像権の使用やホームゲーム会場内での社名掲載などオフィシャルスポンサーと同様のプランも提供しています。

オフィシャルスポンサーは、呼称権・集団肖像権の使用やチームエンブレム・ロゴの使用、ホームゲーム会場内での社名掲載、チーム HP でのロゴ掲出等の PR 効果があるスポンサーです。また、琉球アスティーダに所属する選手がスポンサー企業を訪問しており、ES 向上にもつながります。

オフィシャルパートナーは、琉球アスティーダのホームページでのロゴの掲出や、ホームゲーム会場内での社名掲載、チケット提供、卓球バルの優待券を提供しているスポンサーです。

詳細は、下記のとおりとなります。

スポンサー区分	メニュー
トップスポンサー	ユニフォームへの社名掲載 ウォームアップウェアへの社名掲載 下記、オフィシャルスポンサーの権利全て
オフィシャルスポンサー	呼称権・集団肖像権の使用 チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内 LED 看板 ホームゲーム会場内横断幕 ホームゲームで来場者に配布する「アスティーダニュース」にロゴを掲載 琉球アスティーダ・ホームページでのロゴの掲出 ホームゲーム会場サンプリング レセプションパーティ参加 ホームゲームチケット活用（アリーナ席）
オフィシャルパートナー	チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内 LED 看板の掲出

	ホームゲーム会場内横断幕の掲出 ホームゲームで来場者に配布する「アスティーダニュース」にロゴを掲載 琉球アスティーダ・ホームページでのロゴ掲出 チケット提供（アリーナ席ご招待） チケット提供（自由席） 卓球バル優待券 ファンミーティングご招待 チームポスター進呈

２．T リーグ配分金

T リーグ配分金にはプロ卓球リーグの T リーグに参戦し、興行を行うことで一般社団法人 T リーグが得られた収入の一部が平等にチームに還元される基礎配分金や、レギュラーシーズンの順位に応じて得られる順位連動型配分金などがあります。

2021 年-2022 年の４rd シーズン及び 2022 年-2023 年の５th シーズンは、基礎配分金と順位連動型配分金に加え、SNS フォロワー数等に応じた配分金と包括肖像使用頻度連動配分金等があります。

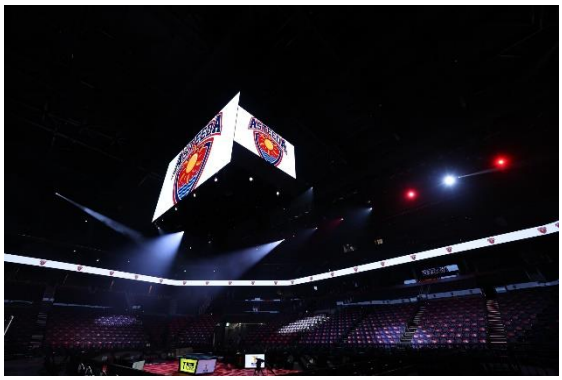

試合会場

試合の様子

３．卓球教室収入

卓球教室収入は、沖縄県中頭郡に卓球教室を１店舗運営しております。次世代の選手を育てる場、及び地域住民の健康を支える場となっており、グッズ売り場を併設しております。

４．グッズ収入

グッズ収入にはアスティーダチームグッズ収入と卓球用品収入があります。アスティーダのユニフォームやタオル等の公認グッズ及び卓球プレイヤーが使用するラバーやシューズ、ユニフォーム等を販売しております。販売は卓球教室、通販ストア及び試合会場で行なっております。

５．ファンクラブ収入

ファンクラブ収入にはファンクラブ会費とオンラインサロン会費があります。ファンクラブには個人会員・法人会員があり、加入すると選手との交流イベント、チケット割引販売、オリジナルグッズプレゼント、飲食店での割引サービスなどの特典があります。

オンラインサロンに加入すると、琉球アスティーダオフィシャル Facebook グループに入ることができます。サロンメンバー限定の選手からのコメントや動画配信、オフ会参加、またチーム運営への提言など運営に関わることができます。

６．チケット収入

チケット収入とは、T リーグのホームゲームで当社グループが販売したチケットの売上になります。2022-2023 シーズンは全体の試合数が 22 試合あり、そのうちホームゲームが９試合あります。

チケットの種類はコートサイド 10,000 円、アリーナ席 8,000 円、２階席大人 2,000 円、高校生以下 1,000 円などがあります。

７．クラブトークン収入

クラブトークンとは、ブロックチェーン技術を利用したチームへの応援の「しるし」や「証」の役割を果たすデジタル上のアイテムで、オンライン上でのファンサービス・クラブ応援ツールとして展開されています。

株式会社フィナンシェ(東京都渋谷区)と業務提携し、クラブトークンの販売によるチームの収益化、ファンコミュニティの強化、新しいファンの獲得、既存ファンに対する体験価値の強化等を目指しています。

８．その他

その他に YouTube チャンネルからの広告収入、アスティーダフェスによる出展料収入などがあります。

（２）飲食事業

沖縄県那覇市を中心に直営店として、「コラボキッチン」イオンモール沖縄ライカム店、「いちゃりばコラボ」北谷店、「バルコラボ肉バル」沖国大前店、「バルコラボ」那覇新都心店、「MEAT&PIZZA バルコラボ」那覇天久店、「バルコラボ」県庁前店の６店舗を運営しております。

また、フランチャイズ店として、「バルコラボ 肉バル」浦添市役所前店、「バルコラボ オーシャンテラス」真栄田岬店、「バルコラボ」グランデ中城店の３店舗を、現在、展開しております。

「バルコラボ」那覇新都心店

「いちゃりばコラボ」北谷店

（３）その他事業

連結子会社アスティーダマーケティング株式会社で SNS のインフルエンサーを活用したマーケティング事業を行っております。また、2021 年 9 月に設立した連結子会社ＡＭＧ株式会社でアスリートのマネジメント事業を行っております。

４ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
（連結子会社） 九州アスティーダ株式会社	福岡県 福岡市 中央区	11,000	スポーツ関連事業	97.7%	当社が一部業務を受託しております。 当社の代表取締役及び取締役１名が、当該子会社の取締役を兼任しております。
（連結子会社） アスティーダマーケティング株式会社	沖縄県 中頭郡 中城村	3,000	その他事業	60%	当社の代表取締役及び取締役１名が、当該子会社の取締役を兼任しております。
（連結子会社） ＡＭＧ株式会社	沖縄県 中頭郡 中城村	7,000	その他事業	100%	当社の代表取締役及び取締役１名が、当該子会社の取締役を兼任しております。

（注）１．「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
２．有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

５ 【従業員の状況】

（１）連結会社の状況　　2022 年 12 月 31 日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	2〔－〕
飲食事業	16〔43〕
その他事業	－〔－〕
全社（共通）	5〔1〕
合計	23〔44〕

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[　]内に外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

（２）発行者の状況　　2022 年 12 月 31 日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
22〔44〕	33.5	1.5	3,072

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	2〔－〕
飲食事業	16〔43〕
その他事業	－〔－〕
全社（共通）	4〔1〕
合計	22〔44〕

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[　]内に外数で記載しております。
２．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
３．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

（３）労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

（１）業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての動きが加速する中で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原材料価格の高騰や、急速な円安が助長する物価高が続くなど依然として不透明な状況であります。そのような中、屋外でのマスク着用や会食における人数制限の緩和など飲食業界における経済活動は徐々に、回復傾向にあります。

当社グループはこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。

当社グループが事業展開を行うスポーツ業界におきましては、Ｔリーグ 2021-2022 シーズン（3 月終了）の試合の開催において人数制限はあったものの、予定どおり全試合が開催されました。琉球アスティーダのＴリーグ 2021-2022 シーズンの成績は３位、Ｔリーグ 2021-2022 シーズンより参戦した九州アスティーダの成績は３位でした。

９月にＴリーグ 2022-2023 シーズンが開幕し、試合の開催においては感染対策を行ったうえで予定どおり試合が行われており、琉球アスティーダの 12 月末時点の成績は１位、九州アスティーダの成績は６位となっております。

一方、飲食事業におきましては、１月から２月に既存店の売上が大きく落ち込み、回復の兆しが見られませんでした。また、昨年５月に開業しましたお土産店「アスティーダショップ（国際通り）」も観光客の減少により売上が落ち込み、２月～４月下旬までの期間、休業をいたしました。この状況に対応するため、「バルコラボ TAKKYU バル」奥武山公園店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店、「29on」国際通り店、「アスティーダショップ」の４店舗の撤退を行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は 500,028 千円（前年同期比 105.3%）、営業損失は 213,307 千円（前年同期は営業損失 191,203 千円）、経常損失は 212,981 千円（前年同期は経常損失 135,828 千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は 265,304 千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失 134,305 千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（スポーツ関連事業）

スポーツ関連事業におきましては、スポンサー数が増加し、トークンの発行やアスティーダフェスの開催により、新たな収益源を作ることができました。一方で、子会社への先行投資を行ったことにより、費用が拡大いたしました。以上の結果、売上高は272,179千円（前年同期比92.6%）、セグメント損失は801千円（前年同期はセグメント損失11,619千円）となりました。

（飲食事業）

飲食事業におきましては、上記のとおり直営店が４店舗、フランチャイズ店が２店舗減少し、店舗数は直営店が６店舗、フランチャイズ店が３店舗となりました。屋外でのマスク着用や会食における人数制限の緩和など飲食業界における経済活動は徐々に、回復傾向にある中、売上高は 230,225 千円（前年同期比 123.7%）、セグメント損失は 59,192 千円（前年同期はセグメント損失 50,662 千円）となりました。

（その他事業）

その他事業においては、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を計上しており、前連結会計年度より事業を開始しております。設立間もない先行投資期間により、売上高は 895 千円（前年同期比 94.5%）、セグメント利益は 22 千円（前年同期のセグメント損失は 2,681 千円）となりました。

（２）キャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前期末に比べ37,636千円減少し、187,951千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は 149,277 千円（前期は 61,743 千円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失 256,784 千円を計上した一方で、売上債権及び契約資産の減少額 35,096 千円、減損

損失23,299千円、店舗閉鎖損失25,423千円、のれん償却額10,853千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は22,987千円（前期は29,127千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出8,831千円、有価証券の取得による支出15,000千円があった一方で、有形固定資産の売却による収入4,966千円を計上したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は134,628千円（前期は200,063千円の収入）となりました。これは主に株式の発行による収入114,377千円、短期借入金の純減少額20,000千円、長期借入れによる収入60,000千円があったことによるものであります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

（１） 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

セグメントの名称	当連結会計年度 （自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）	前年同期比（%）
スポーツ関連事業	184	10.9
飲食事業	90,897	126.0
その他事業	－	－
合計	91,082	123.3

（注）金額は、仕入価格によっております。

（２） 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

（３） 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

セグメントの名称	当連結会計年度 （自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）	前年同期比（%）
スポーツ関連事業	268,906	93.4
飲食事業	230,225	123.7
その他事業	895	94.5
合計	500,028	105.4

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。

２．当連結会計年度においては販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

３ 【対処すべき課題】

（１）経営方針について

当社グループは、沖縄県及び福岡県においてプロ卓球チームの運営と、飲食店を６店舗（直営店）展開しております。

スポーツ関連事業におきましては、Ｔリーグに参戦する「琉球アスティーダ」「九州アスティーダ」を世界で誰もが知るクラブチームに育て、スポーツビジネスの新たなモデルの構築を目指しています。スポンサー企業様にご賛同をいただきながら、地域の方々にファンクラブへ加入していただき、地域と一体となったチーム作りを目指しております。また、YouTube チャンネルやブロックチェーン技術を利用した「クラブトークン」の発行での資金調達など、卓球業界で初めての試みにも積極的に取り組み、知名度向上・ブランド構築を行なっております。

また、「沖縄から世界へ」をスローガンにジュニア選手の育成を図るために、卓球スクールを開設しております。また、卓球用品やアスティーダチームグッズの販売も行っております。

飲食事業につきましては、卓球というスポーツをより一層身近に触れ合える場として卓球バル型、スポーツバル型の飲食店の運営を行っており、卓球を楽しんでいただくこと、琉球アスティーダの情報を得られる場として機能することなど、スポーツ関連事業とのシナジー効果を創出しております。

その他、飲食に関わる様々なイベントにも積極的に出店しており、「那覇めしグランプリ」決定戦で優勝するなど、沖縄における「肉バル業態」としての地位を確立しております。

当社グループは社員の平均年齢が低く、飲食事業においては、若くから店長として任せる環境を与え、スピードを大事にした経営方針を掲げております。

以上のように、当社グループは明確なビジョンのもとに、日本のスポーツビジネスで新しい取り組みを行いながら、地域に長く愛される企業となるよう着実に歩みを進めてまいります。

（２）中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループの経営理念を実現していくため、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

１．人材の確保及び人材育成

卓球事業での、スポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Ｔリーグの興行運営だけではなく、飲食店舗運営のための人材確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの育成に取り組んでまいります。

２．店舗の展開

安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における充実したサービス提供と新規店舗の展開が重要な課題であると考えております。新規店舗については、立地条件などを考慮しつつ、地域に根差したファン作りをモットーにしながら出店を進めてまいります。

３．事業資金の確保について

新型コロナウイルスの影響により当面の事業資金を確保するために、当連結会計年度において、金融機関からの借入のほか、第三者増資割当による新株式の発行による資金調達を行いました。今後につきましては、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化を図ってまいります。

４ 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

（１）継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度に営業損失 191,203 千円、経常損失 135,828 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 134,305 千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス 61,743 千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失 213,307 千円、経常損失 212,981 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 265,304 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 149,277 千円の支出となりました。その結果、当連結会計年度末において 142,057 千円の債務超過となりました。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、当連結会計年度において飲食事業における不採算店舗の撤退や販売費及び一般管理費の削減を図っておりますが、翌期以降においても、不採算事業に対するより一層の合理化を図り、新規スポンサーの獲得等利益改善に向けて経営資源を集中するとともに、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるようコストコントロールを実施してまいります。

また、資本の増強を図るために、第三者割当増資の実施を検討してまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。

しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

（２）卓球業界の動向について

当社グループの基幹事業である卓球業界は、日本のトップ選手が世界ランキングの上位にいることや、若いトッププレーヤーが多くいることからジュニア世代の育成が盛んに行われております。しかしながら、今後の国際大会等における日本選手の成績状況や卓球及びその他スポーツ市場の浮き沈みにより競技人口が増減した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）スポンサーへの依存について

当社グループは、売上の約 35.9％をプロ卓球チームのスポンサー収入に依存しております。当社は設立から５年と企業としての歴史が浅いことから、毎シーズン継続してスポンサーになっていただける企業が少ない状況にあります。今後も新規及び継続したスポンサー企業を獲得できるよう、広告宣伝やチームの価値を向上させる施策を行っておりますが、スポンサー企業の経営方針の変更や業績の悪化等によりスポンサー収入が大きく変動する可能性があります。また、新規スポンサー企業の獲得ができなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）スポーツ関連事業の業績の季節変動について

当社グループが行うスポーツ関連事業の売上の約67.7％をスポンサー収入が占めております。スポンサーの獲得は、チームのメディア露出が高まるリーグ開催時期（通常は９月～翌年２月）のうち、特にスポンサー期間を長く取れる開催時期の前半に集中する傾向があります。そのため、当社グループの売上及び営業利益は、リーグ開催時期である下半期に増加する傾向があります。

（５）Ｔリーグ配分金について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球のプロリーグである「Ｔリーグ」に所属しており、一般社団法人Ｔリーグが得た収益（放映権やスポンサー収入等）のうち一部を配分金として頂いております。Ｔリーグ配分金の内容については、現在のところ毎シーズンごとに変更となっており、配分金の内容が変更されることにより配分金収入が大きく変動する可能性があります。また、Ｔリーグの収支状況が悪化した場合には、配分金の減額により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）Ｔリーグ脱退について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球のプロリーグである「Ｔリーグ」に所属しております。５ 【経営上の重要な契約等】で記載のとおり、一般社団法人Ｔリーグとの契約を締結しており、一般社団法人Ｔリーグが定めた「Ｔリーグ規約」に則ってチーム運営を行っております。当社グループは今後も「Ｔリーグ」に所属した上でスポーツ関連事業を行っていく予定でございますが、何らかの理由でＴリーグからチームが脱退した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（７）卓球プロリーグの順位と所属選手の獲得について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球プロリーグである「Ｔリーグ」に所属しており、リーグ優勝を目標にチーム運営を行っております。また、海外で実績を積んだ世界ランキング上位の海外選手と日本の若手有望選手を所属させる方針であります。しかしながら、成績が下位になってしまった場合や有望な選手の獲得がかなわなかった場合には、スポンサー収入の減少やＴリーグ配分金の減少などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（８）特定人物への依存に関するリスクについて

当社グループの経営方針や事業戦略、営業戦略などの経営全般において、創業者である代表取締役・早川周作が、重要な役割を果たしております。また当社グループは、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務遂行が困難となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（９）店舗展開に関するリスクについて（飲食事業）

当社グループは、沖縄県内において、直営店６店舗及びフランチャイズ３店舗の店舗運営を行っております。今後も立地条件や店舗の採算性などを勘案しながら、沖縄以外の地域も視野に入れ、直営店やフランチャイズ店の出店を行っていく方針であります。しかしながら、当社グループの出店条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人員確保等の遅れによりオープンが遅延した場合には、出店を見合わせることもあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１０）飲食事業の食材調達、価格高騰のリスクについて

当社グループは、店舗で使用する食材について食材卸業者を通じて、また、飲料については主に飲料専門の卸業者を通じて調達しております。これにより、信頼できる産地や生産者から、安定した品質の食材等を調達することができます。さらに、天候や市況の影響による食材価格の変動もある程度吸収することができます。しかしながら、仕入業者がなんらかの理由により、食材や飲料を調達できなくなった場合、または食材価格の大幅な変動があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１１）施設運営の事故等について

当社グループでは、卓球教室の施設運営において利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一施設運営に際し

て重大な事故等が発生した場合には、所管する自治体等からの事業停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１２）人材の確保及び育成について

当社グループは、プロ卓球チームの運営、卓球スクールの運営、飲食店の運営など業種が多岐にわたります。そのため、当社グループの理念に共感していただける優秀な人材の確保と育成を積極的に行っていくことは、当社グループにとって重要な要素だと考えております。また、人材の確保に当たっては、新規採用だけでなく、中途採用やパート・アルバイトからの社員登用を含め、門戸を広く積極的に獲得を進めてまいります。しかしながら、人材の確保及び育成が順調に進まない場合には、各事業のサービスの品質の担保が計画どおりできず、プロ卓球チームの成績低下やスポンサー収入の減少、飲食店の収益悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１３）商標権について

当社グループは商標権を企業価値向上のための重要なものとして位置づけ、可能な限り商標を取得することを基本方針としております。しかしながら、当社グループが使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合、第三者から当社グループの商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性があり、仮にこれらの請求が認められた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１４）個人情報の保護について

当社グループは、プロ卓球チームのファンクラブ及び卓球スクールにおいては、利用者の氏名、住所をはじめ、保護者の氏名及び職業などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（１５）自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・店舗・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループの事業に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

（１６）新型コロナウイルス感染拡大の影響について

2022 年の１月～３月は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置の影響により、イベントの開催や長距離の移動の自粛要請、外食店舗の営業時間が大きく抑制された結果、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

スポーツ関連事業におきましては、５th シーズンのＴリーグの試合開催については、試合はほぼ予定どおりに行われています。５th シーズンにおいては、スポンサー収入への影響は大きくなかったものの、リーグ分配金については、無観客試合が開催された場合、Ｔリーグの収入減少の影響が予想されます。また、今後の感染状況によっては、スポンサー収入や６th シーズン以降リーグ分配金収入に影響が出る可能性があります。

飲食事業におきましては、一部の店舗を除き、地元のお客様をターゲットとしております。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行する前から、座席数等に余裕のある店舗レイアウトであったことから、客数等もほぼ変更なく営業を行っております。しかしながら、政府より発出されたまん延防止等重点措置の影響に伴う営業時間の制約等により、地元のお客様についても来店数が大幅に減少した影響により業績が大きく落ち込みました。

今後、日本国内、特に沖縄県内において、さらなる流行拡大により大規模な外出制限の実施等が行われた場合や、予期できない経済または社会活動の行動変容が起こった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（１７）社歴が浅いことのリスクについて

当社は、2018年２月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

（１８）配当政策に関するリスクについて

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、発行者情報公表日現在において、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針でありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

（１９）法規制について

①法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、食品衛生法をはじめとする食品衛生関連の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可証を取得しております。店舗では衛生管理の徹底を図っておりますが、食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、当社グループにおける信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（２０）担当Ｊ－Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社ではフィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年３月１日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社グループ株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社グループ株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

（J-Adviser契約解除に関する条項）

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその連結会計年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）に

おいて債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）の場合の区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に

相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日。）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらす

と認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

（J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項）

1．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

５ 【経営上の重要な契約等】

１．当社はＴリーグに参加するため、一般社団法人Ｔリーグと契約を行っております。
その概要は以下のとおりです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人Ｔリーグへの入会と、Ｔリーグに参加する資格
契約の期間	１年間
契約の更新	自動１年更新（前年のシーズンの６月 30 日までに申請しない場合）

（注）Ｔリーグ規約のうち、下記の条文については、Ｔリーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

（Ｔリーグ規約）

条文番号	条文	Ｔリーグ理事会に承認された内容
第 18 条第１項	Ｔリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならず、違反した場合、Ｔリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Ｔリーグチーム運営法人はそれらに従わなければならない。	第 18 条１項及び同条２項の適用について、Ｔリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Ｔリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法 166 条１項に該当する重要事実について、対象外とする。
第 18 条第２項	Ｔリーグチーム運営法人は Ｔリーグに対し、Ｔリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第 18 条１項及び同条２項の適用について、Ｔリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Ｔリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法 166 条１項に該当する重要事実について、対象外とする。
第 18 条第４項	Ｔリーグは、Ｔリーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第２項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、Ｔリーグおよび Ｔリーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のＴリーグチームの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。	第 18 条４項ただし書きに基づく開示について、Ｔリーグは、金融商品取引法 166 条１項に該当する重要事実に関してＴリーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。 Ｔリーグは、金融商品取引法 166 条、167 条の２その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。 制裁規定 12 条（２）の運用・解釈についても、18 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第１項	Ｔリーグチーム運営法人は、Ｔリーグからの指示に基づき、Ｔリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第 19 条１項、２項及び７項の適用について、Ｔリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定 12 条（３）の運用・解釈についても、19 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第２項	Ｔリーグチーム運営法人は、当該Ｔリーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを経なければならない。本項において、株式と	第 19 条１項、２項及び７項の適用について、Ｔリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定 12 条（３）の運用・解釈についても、19 条の上記運用・解釈に応じる。

	は、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人であるＴリーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	
第19条第７項	本条第１項から第４項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたは理事長が特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、１年間を上限として適用を猶予することができる。	第19条１項、２項及び７項の適用について、Ｔリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定12条（３）の運用・解釈についても、19条の上記運用・解釈に応じる。

〈制裁規程（Ｔリーグ規約）〉

条文番号	条文	Ｔリーグ理事会に承認された内容
第12条第２項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （２）同第20条（Ｔリーグチームの健全経営）第１項に違反した場合	制裁規定12条（２）の運用・解釈についても、Ｔリーグ規約20条の上記運用・解釈に応じる。
第12条第３項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （３）同第21条（Ｔリーグチームの株主）第２項から第６項までのいずれかに違反した場合	制裁規定12条（３）の運用・解釈についても、Ｔリーグ規約21条の上記運用・解釈に応じる。

２．当社はフランチャイジーとの間に「フランチャイズ契約書」を締結しております。
フランチャイズ店（「バルコラボ」）は、当連結会計年度末において６社と契約し、うち３店舗が営業を開始しております。

契約期間	５年間
契約内容	フランチャイジーに対し、当社グループが開発した飲食運営のための独自のノウハウや商標等を使用して、店舗所在地で飲食業を行う権利を与えるとともに、店舗運営に関する指導を行っております。対価として、一定料率のロイヤリティを受け取っております。

（注）当期末のフランチャイジーの契約社数は６社でありますが、フランチャイジーによって発効日が異なりますので、発効日の記載を省略しております。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要としま

す。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

当連結会計年度末における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりであります。

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産は、前期末に比べ 98,637 千円減少の 314,676 千円となり、これは主に、現金及び預金が 37,636 千円、売掛金及び契約資産が 42,654 千円減少したことによります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産は、36,510千円となり、前期末に比べ44,653千円減少しました。これは主に、のれんが33,166千円、長期前払費用が14,197千円減少したことによります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債は、289,930 千円となり、前期末に比べ 13,837 千円増加となりました。これは主に、契約負債が 31,309 千円、買掛金が 9,044 千円増加したことによります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は、203,313千円となり、前期末に比べ29,548千円増加しました。これは主に長期借入金が29,740千円増加したことによります。

（純資産）

当連結会計年度の純資産は△142,057千円となり、前期末に比べ188,177千円減少しました。これは、2022年12月の第三者割当増資により資本金が57,240千円、資本剰余金が57,240千円増加したものの、利益剰余金が299,537千円減少したことによります。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」をご参照ください。

（４）経営成績に重要な影響を与える要因

「４【事業等のリスク】」をご参照ください。

（５）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの概況」をご参照ください。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

２ 【主要な設備の状況】

重要性がないため記載を省略しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	当連結会計年度末現在発行数（株）（2022年12月31日）	公表日現在発行数（株）（2023年３月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,619,700	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社グループにおける標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,619,700	－	－

（注）１．2022年12月16日を払込期日とする有償第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数が127,200株増加しております。

２．「公表日現在発行数」には、2023年３月１日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第１回新株予約権（2019年３月29日定時株主総会決議）

区　分	当連結会計年度末現在（2022年12月31日）	公表日の前月末現在（2023年２月28日）
新株予約権の数（個）	1,100	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	33,000（注）１、３	33,000（注）１、３
新株予約権の行使時の払込金額（円）	334（注）２、３	同左
新株予約権の行使期間	2021年４月27日から 2029年３月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　334（注）３ 資本組入額　167（注）３	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、30株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 ＝ 調整前払込金額 × $\frac{1}{\quad}$

分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

３．2019 年 11 月 13 日開催の取締役会決議により、2019 年 11 月 22 日付で普通株式１株につき 30 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

４．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

（２）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

（３）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

（４）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（５）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

５．新株予約権の取得事由

（１）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

（２）以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

（３）当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第２回新株予約権（2019 年 11 月 22 日臨時株主総会決議）

区　分	当連結会計年度末現在 （2022 年 12 月 31 日）	公表日の前月末現在 （2023 年２月 28 日）
新株予約権の数（個）	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,000（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）２	同左
新株予約権の行使期間	2019 年 12 月 20 日から 2029 年 12 月 19 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　500 資本組入額　250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

３．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
（１）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
（２）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
（３）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
（４）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。
（５）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当

社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4．新株予約権の取得事由

（1）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

（3）当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5．本新株予約権は、新株予約権１個につき、８円にて有償発行しております。

第３回新株予約権（2020 年１月 30 日臨時株主総会決議）

区　分	当連結会計年度末現在 （2022 年 12 月 31 日）	公表日の前月末現在 （2023 年２月 28 日）
新株予約権の数（個）	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）２	同左
新株予約権の行使期間	2020 年１月 31 日から 2030 年１月 30 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　500 資本組入額　250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{}$$

$$\frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数}+\text{新株発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

（2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

（3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

（4）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（5）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4．新株予約権の取得事由

（1）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

（3）当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5．本新株予約権は、新株予約権１個につき、８円にて有償発行しております。

第４回新株予約権（2020 年１月 30 日臨時株主総会決議）

区　分	当連結会計年度末現在 （2022 年 12 月 31 日）	公表日の前月末現在 （2023 年２月 28 日）
新株予約権の数（個）	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）２	同左
新株予約権の行使期間	2020 年１月 31 日から 2030 年１月 30 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　500 資本組入額　250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注） 1．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

（2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

（3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

（4）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（5）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4．新株予約権の取得事由

（1）本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

（3）当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

５．本新株予約権は、新株予約権１個につき、８円にて有償発行しております。

（３）【MSCB 等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2020 年１月９日（注）１	45,000	1,393,500	11,250	68,750	11,250	31,250
2021 年９月 16 日（注）２	99,000	1,492,500	49,500	118,250	49,500	80,750
2022 年 12 月 16 日（注）３	127,200	1,619,700	57,240	175,490	57,240	137,990

（注）１．有償第三者割当増資　発行価格　500 円　資本組入額　250 円　主な割当先　個人 151 名

２．有償第三者割当増資　発行価格　1,000 円　資本組入額　500 円　主な割当先　個人２名
会社８社

３．有償第三者割当増資　発行価格　900 円　資本組入額　450 円　主な割当先　個人６名　法人６社

（６）【所有者別状況】

2022 年 12 月 31 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	19	1	－	179	199	－
所有株式数（単元）	－	－	－	1,729	90	－	14,378	16,197	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	10.67	0.56	－	88.77	100	－

（７）【大株主の状況】

2022 年 12 月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
早川　周作	沖縄県豊見城市	863,900	53.33
佐野　健一	東京都新宿区	85,600	5.28
MTGV 投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区錦二丁目８-24 オフィスオオモリ８階	60,000	3.70
岡田　晃男	千葉県柏市	45,000	2.77
株式会社 Local Power	秋田県秋田市八橋大畑 2-3-1 WHITECUBE１Ｆ	30,000	1.85
荒生　智啓	東京都港区	27,000	1.66
内藤　忍	東京都港区	27,000	1.66
五十部　紀英	東京都渋谷区	27,000	1.66
砂田　和也	東京都港区	27,000	1.66
西川　慶	東京都渋谷区	27,000	1.66
サイブリッジンググループ株式会社	東京都港区南青山 2 丁目 2-15	27,000	1.66
計		1,246,500	76.95

（８）【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022 年 12 月 31 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,619,700	16,197	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は 100 株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	1,619,700	－	－
総株主の議決権	－	16,197	－

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

（9） 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第１回新株予約権

決議年月日	2019 年３月 29 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 ４名 当社の監査役 １名 当社の従業員 １名 社外協力者 ６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

第２回新株予約権

決議年月日	2019 年 11 月 22 日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 ４名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

第３回新株予約権

決議年月日	2020 年１月 30 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 ３名 当社の監査役 １名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

第４回新株予約権

決議年月日	2020 年１月 30 日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者　２名
決議年月日	2020 年１月 30 日
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

２ 【自己株式の取得等の状況】

（１）【株式の種類等】

該当事項はありません。

（２）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（４）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（５）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

当連結会計年度につきましては、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資資金として活用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

【最近３年間の年度別最高・最低株価】

当社株式は2021年３月30日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。

回次	第３期	第４期	第５期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
最高（円）	－	700	－
最低（円）	－	700	－

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年７月	８月	９月	10月	11月	12月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO　PRO　Market）におけるものです。

２．最近６月間の売買実績はありません。

５ 【役員の状況】

男性　13名　女性　１名　（役員のうち女性の比率　7.7%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	会長	早川　周作	1976年 12月17日	2003年２月 2004年２月 2011年12月 2018年２月 2023年１月	羽田孜事務所　私設秘書　入職 日本リーディング総合法務事務所設立 所長 SHGホールディングス株式会社設立　代表取締役 当社 代表取締役社長 当社　代表取締役会長（現任）	（注）４	（注）３	863,900
代表取締役	社長	大海　龍祈	1995年 ８月21日	2016年　３月 2018年11月 2022年12月 2023年１月	株式会社オンリーストーリー入社 株式会社EXJOY創業　代表取締役就任 当社　取締役就任 当社　代表取締役社長（現任）	（注）４	（注）３	－
取締役	管理部長	平田　史隆	1978年 ４月25日	2004年４月 2005年７月 2010年４月 2018年２月	菱和株式会社 入社 Rルーム有限会社 入社 日本リーディング総合法務事務所 入所 当社 取締役 就任（現任）	（注）４	（注）３	4,500
取締役	－	照屋　成次	1979年 ５月16日	2000年６月 2002年５月 2010年５月 2020年７月 2022年12月	有限会社イマジン・プランニング入社 株式会社モブ・ブロックス・アソシエイツ入社　代表取締役 株式会社琉球インタラクティブ入社　取締役 琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社入社　執行役員 当社　取締役就任（現任）	（注）４	（注）３	－
取締役	－	山本　吉大	1970年 ７月15日	1993年12月 1996年12月 1999年12月 2013年　５月 2017年　６月 2021年　６月 2022年　６月 2022年12月	洸陽電機エンジニアリング代表者 有限会社洸陽電機　代表取締役 株式会社洸陽電機　代表取締役 株式会社洸陽ホールディングス　代表取締役（現任） 一般財団法人大吉財団　理事長就任（現任） 公益社団法人OMOIYARIプロジェクト　理事就任（現任） 公益社団法人関西ニュービジネス協議会理事就任（現任） 当社　取締役就任（現任）	（注）４	（注）３	11,200
取締役	CFO	田野口　浩太	1981年 ３月７日	2006年12月 2007年７月 2010年７月 2021年10月 2022年２月 2023年３月	みすず監査法人入所 新日本監査法人（現　EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 AOSデータ株式会社入社 琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社入社　経理財務本部長CFO 当社 取締役就任（現任）	（注）４	（注）３	－
取締役	－	東　俊介	1975年 ９月16日	1998年４月 2005年４月 2010年３月 2016年12月 2018年２月 2019年10月 2022年１月	大崎電気工業株式会社 ハンドボール日本代表キャプテン 早稲田大学スポーツ科学学術院卒業 株式会社藤商 取締役 就任 当社 社外取締役（現任） 株式会社MAGNET　取締役 就任（現任） 株式会社アーシャルデザイン　novation事業部事業責任者 就任（現任）	（注）４	（注）３	9,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	－	上原　仁	1974年 11月15日	1998年４月 2001年11月 2004年４月 2006年６月 2016年11月 2017年２月 2017年４月 2017年６月 2020年４月 2020年11月 2021年９月 2021年９月 2022年12月 2023年１月	日本電信電話株式会社 入社 NTTブロードバンドイニシアティブ株式会社へ転籍 NTTレゾナント株式会社へ転籍 株式会社マイネット設立 代表取締役社長就任 株式会社C&Mゲームス（現株式会社マイネットゲームス）代表取締役社長就任 株式会社ネクストマーケティング 代表取締役社長就任（現任） 株式会社PARADE　代表取締役社長就任 株式会社マイネット・ストラテジックパートナーズ　代表取締役社長就任（現任） 琉球フットボールクラブ株式会社 社外監査役就任（現任） 株式会社マイネット琉球 代表取締役社長就任（現任） 当社 社外取締役就任（現任） 株式会社滋賀レイクスターズ 代表取締役会長就任（現任） 株式会社mynet.ai　代表取締役社長 代表取締役社長就任（現任） 株式会社マイネット 代表取締役会長就任（現任）	（注）４	（注）３	5,000
取締役	－	福原　愛	1988年 11月１日	1999年３月 2005年４月 2007年４月 2012年１月 2012年８月 2013年１月 2016年８月 2018年７月 2020年７月 2021年２月 2021年12月 2022年12月	レジスタードプロに登録 グランプリと所属契約 全日本空輸（ANA）との所属契約 全日本選手権・女子シングルス初優勝 ロンドンオリンピック女子団体 銀メダル獲得 全日本選手権・女子シングルス ２年連続優勝 リオデジャネイロ・オリンピック 女子シングルス４位、 女子団体銅メダル獲得 Ｔリーグ理事 就任 Ｔリーグ理事 退任 株式会社omusubi 代表取締役 当社 社外取締役就任（現任） 株式会社J-Plus　代表取締役就任（現任）	（注）４	（注）３	－
取締役	－	川名　廣季	1980年 10月４日	1999年６月 2006年６月 2008年６月 2014年６月 2017年７月 2023年３月	株式会社ピーアップ入社 取締役就任 常務取締役就任 取締役副社長就任 株式会社JoB-up 代表取締役就任（現任） 当社 社外取締役就任（現任）	（注）４	（注）３	－
監査役	－	幸家　秀男	1958月 １月９日	1980年４月 2003年７月 2005年７月 2006年７月 2012年４月 2012年７月 2014年６月 2014年６月 2015年６月 2016年６月 2017年６月 2022年12月	総理府（現内閣府）沖縄総合事務局入局 金融庁監督局総務課　課長補佐就任 沖縄総合事務局財務部　検査課長就任 沖縄総合事務局財務部　金融監督課長 沖縄総合事務局財務部　総務調整官就任 財務省福岡財務支局　金融監督官就任 株式会社 沖縄海邦銀行入行　人事部付（専任参与） リスク管理部長就任 業務執行役員監査部長就任 取締役 総合企画部長就任 代表取締役 専務就任 当社　監査役就任（現任）	（注）５	（注）３	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
監査役	－	山下　翔一	1983年 12月18日	2014年4月 2017年4月 2018年4月 2018年10月 2019年11月 2019年12月 2020年4月 2020年8月 2021年11月 2021年12月 2021年12月 2022年11月	株式会社ペライチ 取締役 就任（現任） 一般社団法人カブジチコンソーシアム 代表理事就任（現任） 株式会社日本情報セキュリティ 代表取締役（現任）株式会社サガプリンティング 取締役 就任（現任） クラファン株式会社（現 株式会社サノス） 社外取締役　就任（現任） 一般社団法人おうえんフェス 理事 就任（現任） 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授（現任） ごちっぷ株式会社 取締役会長就任（現任） 一般財団法人SynchroArt Foundation 理事（現任） 当社 社外監査役 就任（現任） 東かがわ市 総合創生戦略アドバイザー（現任） 株式会社TRAYD INNOVAION 社外取締役（現任）	（注）5	（注）3	－
監査役	－	中村　直樹	1974年 4月22日	2002年11月 2007年1月 2007年3月 2012年8月 2023年3月	中央青山監査法人入所 あずさ監査法人入所 公認会計士登録 RSM清和監査法人入所（現任） 当社　社外監査役　就任（現任）	（注） 5	（注） 3	3,400
計								897,000

（注）１．取締役　東俊介、上原仁、福原愛、川名廣季は社外取締役であります。

２．監査役　山下翔一、中村直樹は、社外監査役であります。

３．2022年12月期における役員報酬の総額は43,240千円を支給しております。

４．取締役の任期は、2022年３月31日開催の定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

５．監査役の任期は、2020年６月３日開催の臨時株主総会終結の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１） 【コーポレート・ガバナンスの状況】

１．会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

①取締役会

当社の取締役会は、取締役 10 名（うち社外取締役４名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。東俊介氏を社外取締役としてスポーツ界から招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。上原仁氏を社外取締役として招聘し、長年にわたる経営者としての豊富な知見をもとに、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与されています。福原愛氏を社外取締役として卓球界から招聘し、日本だけではなくアジアでの卓球業界の豊富な知見に基づき、国内及びアジア地域におけるスポーツビジネスの展開に寄与しています。川名廣季氏を社外取締役として招聘し、経営における豊富な知見をもとに、中長期的な企業価値向上に貢献していただいています。

また、業務執行は、取締役が兼任し迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会の開催状況は、2020 年 12 月期は 19 回（うち書面決議が４回)、2021 年 12 月期は 23 回、2022 年 12 月期は 18 回開催しており、社外取締役の出席率は、2022 年 12 月期 83.3％で、随時、貴重な質問･意見等の発言をしております。

②監査役会

2022 年３月 31 日開催の「第４期定時株主総会」にて、監査役会の設置が決議されました。これにより、監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成し、定例監査役会を月１回開催しております。監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議、監査法人との対話等を行うとともに、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能させております。監査役としては、現行どおり取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べてまいります。なお、非常勤監査役２名は、いずれも社外監査役であります。

③内部監査及び監査役監査の状況

当社は、会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査担当者１名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

④会計監査の状況

当社は、会計監査人として監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき監査を受けております。

2022 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は堀俊介氏、北村ルミ子氏であり、いずれも継続監査年数は７年未満のため記載を省略しております。また当該監査業務にかかる補助者は３名（公認会計士１名、その他２名）であります。

会計監査人である監査法人ハイビスカスは、2023 年３月 31 日開催の当社第５期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しましたので、その後任の会計監査人として、監査法人 FRIQ を 2023 年３月 31 日開催の第５期定時株主総会にて選任いたしました。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

⑤内部統制システムの整備の状況について

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2019 年 10 月 15 日開催の取締役会にて、規程を定める決議を行っており、現在その規程の運用を行っております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

⑥社外取締役および社外監査役との関係について

当社は、社外取締役が４名、社外監査役が２名選任されております。選任に際しては、客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮したうえで選任を行なっております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

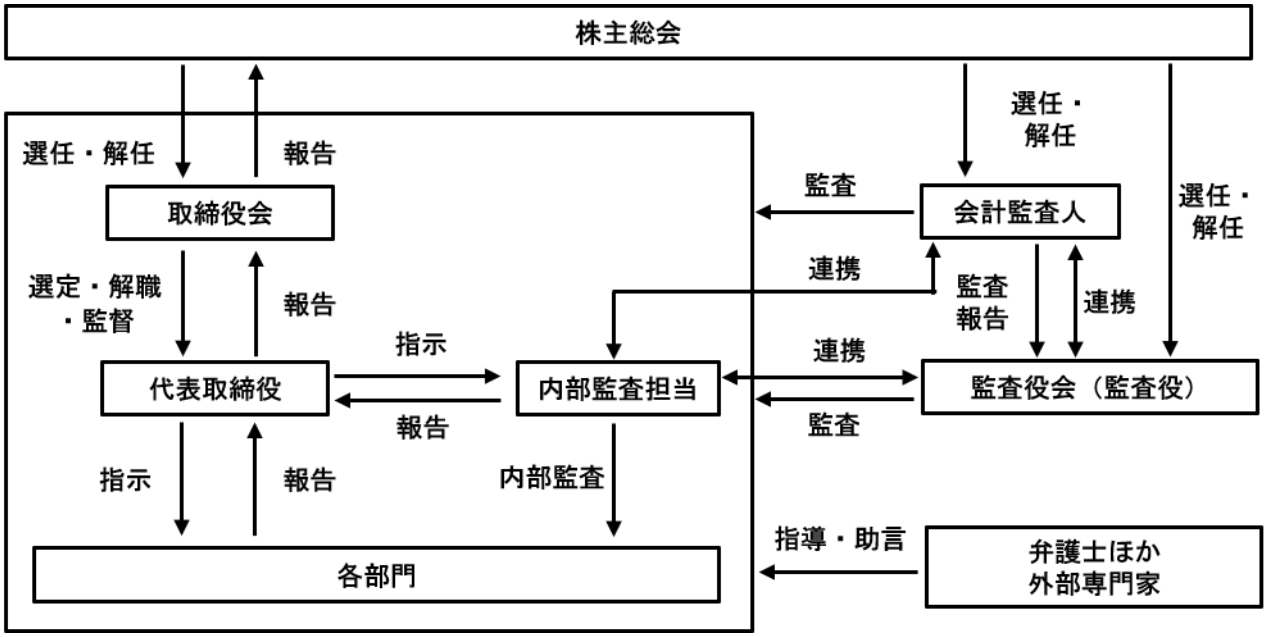

２．リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理規程」を制定し、リスク管理部門として、管理部がリスク管理活動を統括しております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

３．役員報酬の内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役、監査役については報酬内規に基づき決定しております。報酬額の明細（従業員分は除く）は次のとおりであります。

（単位：千円）

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 （うち社外取締役）	36,400 (12,090)	36,400 (12,090)	－	－	７名 （４名）
監査役 （うち社外監査役）	6,840 (1,800)	6,840 (1,800)	－	－	３名 （２名）
合計 （うち社外役員）	43,240 (13,890)	43,240 (13,890)	－	－	10名 （６名）

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要とします。こ

のような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

５．取締役及び監査役の定数
当社の取締役は 12 名以内、監査役は３名以内とする旨を定款に定めております。

６．取締役の選任決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

７．株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

８．自己株式の取得
当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第 165 条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

９．取締役及び監査役の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

１０．中間配当に関する事項
当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第５項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

（２） 【監査報酬の内容等】
１．【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	5,700	－
連結子会社	－	－
計	5,700	－

２．【その他重要な報酬の内容】
該当事項はありません。

３．【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】
該当事項はありません。

４．【監査報酬の決定方針】
当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６ 【経理の状況】

１ 連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）に基づいて作成しております。

（２）当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２ 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、連結会計年度（2022 年１月１日から 2022 年 12 月 31 日まで）の連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる監査を受けております。

1　【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

1．【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年12月31日）		当連結会計年度 （2022年12月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		225,588		187,951
売掛金及び契約資産	※1	110,720	※1	68,066
棚卸資産	※2	4,327	※2	3,694
前払費用		42,943		51,683
その他		29,733		4,034
貸倒引当金		－		△754
流動資産合計		413,313		314,676
固定資産				
有形固定資産	※3	3,797	※3	159
無形固定資産				
のれん		33,166		－
その他		367		－
無形固定資産合計		33,533		－
投資その他の資産				
投資有価証券		－		15,000
長期前払費用		26,672		12,475
繰延税金資産		5,731		－
その他		11,429		13,158
貸倒引当金		－		△4,282
投資その他の資産合計		43,833		36,351
固定資産合計		81,164		36,510
繰延資産		1,500		－
資産合計		495,978		351,186

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年12月31日）	当連結会計年度 （2022年12月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,742	61,786
短期借入金	50,000	30,000
１年内返済予定の長期借入金	14,318	27,452
未払金	74,840	50,939
未払法人税等	3,052	4,288
契約負債	76,096	107,405
その他	5,042	8,057
流動負債合計	276,093	289,930
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	168,573	198,313
その他	192	－
固定負債合計	173,765	203,313
負債合計	449,858	493,243
純資産の部		
株主資本		
資本金	118,250	175,490
資本剰余金	80,355	136,547
利益剰余金	△155,355	△454,892
株主資本合計	43,249	△142,855
新株予約権	400	400
非支配株主持分	2,470	398
純資産合計	46,119	△142,057
負債純資産合計	495,978	351,186

２．【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年1月1日 至　2021年12月31日）	当連結会計年度 （自　2022年1月1日 至　2022年12月31日）
売上高	※1　474,722	※1　500,028
売上原価	227,551	299,471
売上総利益	247,170	200,556
販売費及び一般管理費	※2,※3　438,374	※2,※3　413,864
営業損失（△）	△191,203	△213,307
営業外収益		
受取利息	0	101
給付金収入	58,502	－
受取賃貸料	－	1,365
利子補給金	671	657
その他	5,703	3,431
営業外収益合計	64,877	5,555
営業外費用		
支払利息	2,030	2,804
株式交付費償却	1,500	1,603
上場関連費用	5,000	－
その他	972	820
営業外費用合計	9,502	5,228
経常損失（△）	△135,828	△212,981
特別利益		
固定資産売却益	－	4,919
特別利益合計	－	4,919
特別損失		
減損損失	※4　3,770	※4　23,299
店舗閉鎖損失	－	※5　25,423
特別損失合計	3,770	48,722
税金等調整前当期純損失（△）	△139,599	△256,784
法人税、住民税及び事業税	3,052	3,478
法人税等調整額	△5,301	5,731
法人税等合計	△2,249	9,209
当期純損失（△）	△137,350	△265,994
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△3,044	△690
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△134,305	△265,304

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	当連結会計年度 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
当期純損失（△）	△137,350	△265,994
包括利益	△137,350	△265,994
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△134,305	△265,304
非支配株主に係る包括利益	△3,044	△690

３．【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	68,750	31,250	△21,050	78,949
当期変動額				
新株の発行	49,500	49,500		99,000
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△134,305	△134,305
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△394		△394
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	49,500	49,105	△134,305	△35,700
当期末残高	118,250	80,355	△155,355	43,249

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	400	－	79,349
当期変動額			
新株の発行			99,000
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△134,305
連結子会社株式の追加取得による持分の増減			△394
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2,470	2,470
当期変動額合計	－	2,470	△33,230
当期末残高	400	2,470	46,119

当連結会計年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	118,250	80,355	△155,355	43,249
会計方針の変更による累積的影響額			△34,232	△34,232
会計方針の変更を反映した当期首残高	118,250	80,355	△189,588	9,017
当期変動額				
新株の発行	57,240	57,240		114,480
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△265,304	△265,304
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△1,380		△1,380
連結子会社株式の売却による持分の増減		332		332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	57,240	56,192	△265,304	△151,872
当期末残高	175,490	136,547	△454,892	△142,855

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	400	2,470	46,119
会計方針の変更による累積的影響額			△34,232
会計方針の変更を反映した当期首残高	400	2,470	11,887
当期変動額			
新株の発行			114,480
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△265,304
連結子会社株式の追加取得による持分の増減			△1,380
連結子会社株式の売却による持分の増減			332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△2,072	△2,072
当期変動額合計	－	△2,072	△153,944
当期末残高	400	398	△142,057

4．【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	当連結会計年度 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失(△)	△139,599	△256,784
減価償却費	2,297	1,279
減損損失	3,770	23,299
店舗閉鎖損失	－	25,423
固定資産売却益	－	△4,919
長期前払費用償却額	6,888	531
のれん償却額	11,484	10,853
貸倒引当金の増減額(△は減少)	－	5,036
株式交付費償却額	1,500	1,603
受取利息及び受取配当金	0	△101
給付金収入	△58,502	－
支援金収入	△356	－
支払利息	2,030	2,804
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△36,641	35,096
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,513	633
前払費用の増減額(△は増加)	△19,838	6,519
仕入債務の増減額(△は減少)	29,447	9,043
未払金の増減額（△は減少）	63,005	△36,740
契約負債の増減額(△は減少)	55,313	3,725
未払消費税等の増減額(△は減少)	△19,583	11,219
その他	△10,559	12,282
小計	△110,857	△149,194
利息及び配当金の受取額	0	1
給付金の受取額	51,502	7,000
利息の支払額	△2,030	△3,244
法人税等の支払額	△357	△3,839
営業活動によるキャッシュ・フロー	△61,743	△149,277
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,029	△8,831
有形固定資産の売却による収入	－	4,966
有価証券の取得による支出	－	△15,000
長期前払費用の取得による支出	△23,285	△2,292
敷金の差入による支出	△2,712	△1,831
その他	△100	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,127	△22,987
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	－	△2,880
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	－	450
短期借入金の純増減額（△は減少）	50,000	△20,000
長期借入れによる収入	50,000	60,000
長期借入金の返済による支出	△7,109	△17,126
長期未払金の返済による支出	△2,304	△192
社債の発行による収入	5,000	－

株式の発行による収入	99,000	114,377
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込による収入	5,120	－
支援金の受取額	356	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,063	134,628
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	109,193	△37,636
現金及び現金同等物の期首残高	116,394	225,588
現金及び現金同等物の期末残高	※ 225,588	※ 187,951

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、前連結会計年度に営業損失 191,203 千円、経常損失 135,828 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 134,305 千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス 61,743 千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失 213,307 千円、経常損失 212,981 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 265,304 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 149,277 千円の支出となりました。その結果、当連結会計年度末において 142,057 千円の債務超過となりました。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、当連結会計年度において飲食事業における不採算店舗の撤退や販売費及び一般管理費の削減を図っておりますが、翌期以降においても、不採算事業に対するより一層の合理化を図り、新規スポンサーの獲得等利益改善に向けて経営資源を集中するとともに、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるようコストコントロールを実施してまいります。

また、資本の増強を図るために、第三者割当増資の実施を検討してまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。

しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

（１）連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

１．連結子会社の数

３社

２．連結子会社の名称

九州アスティーダ株式会社

アスティーダマーケティング株式会社

ＡＭＧ株式会社

（２）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（３）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

（４）会計方針に関する事項

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
機械及び装置	８年
工具、器具及び備品	２～８年

②無形固定資産

のれん　　投資効果の発現する期間を見積り（５年)、均等償却しております。

③長期前払費用

定額法を採用しております。

３．重要な引当金の計上方法

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

５．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１．固定資産の減損

（１）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	3,797	159
無形固定資産	33,533	－
減損損失	3,770	23,299

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業区分を基に、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされるものを最小単位として資産のグルーピングを行っております。

資産グループに減損の兆候が認められた場合に、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

その結果、減損損失を認識すべきと判断された場合、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失に計上します。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社グループの将来計画を基礎としており、将来計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期やそれに伴う旅行者数を主要な仮定として織り込んでおります。

回収可能価額の見積りは経営者による最善の見積りにより行っていますが、回収可能価額の見積り額の見直しが必要な事象が生じた場合、当該見直しを行う連結会計年度及び翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失の金額に影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部のスポンサー、フランチャイズ加盟金に係る売上について、従来は、一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」に含めて表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金及び契約資産が17,641千円増加、契約負債が9,697千円増加しております。また、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は89,856千円減少、売上原価は500千円減少、販売費及び一般管理費は87,061千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は2,295千円増加しております。当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は34,232千円減少しております。連結キャッシュ・フロー計算書への影響は軽微であります。

１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」（企

業会計基準第10号2019年７月４日）第44－2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年７月４日）第７－４項に定める経過的な取扱いにしたがって、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「商品」（当連結会計年度は1,333千円）及び「原材料」（当連結会計年度は2,360千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「棚卸資産」に含めて表示することといたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「商品」に表示していた2,612千円、「原材料」として計上していた1,715千円は「棚卸資産」として組替えております。

また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「固定資産」の「建物」、「機械装置」及び「工具、器具及び備品」は、金額的重要性が乏しくなったため、「有形固定資産」に含めて表示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「建物」に表示していた1,537千円、「機械装置」に表示していた546千円及び「工具、器具及び備品」に表示していた1,713千円は「有形固定資産」3,797千円として組替えております。

（連結貸借対照表関係）

※１　顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）３．（１）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※２　棚卸資産の内訳は次の通りであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年12月31日）	当連結会計年度 （2022年12月31日）
商品	2,612	1,333
原材料	1,715	2,360

※３　有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年12月31日）	当連結会計年度 （2022年12月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	2,910	3,178

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2021年1月1日 至　2021年12月31日）	当連結会計年度 （自　2022年1月1日 至　2022年12月31日）
役員報酬	29,190	50,590
給料手当	70,049	70,082
広告宣伝費	80,382	36,304
地代家賃	31,721	48,608

※３　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

（単位：千円）

前連結会計年度 （自　2021年1月1日 至　2021年12月31日）	当連結会計年度 （自　2022年1月1日 至　2022年12月31日）
15,000	－

※４　減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 2021 年 1 月 1 日　至 2021 年 12 月 31 日）

１．減損損失を認識した資産グループの概要

（単位：千円）

主な場所	主な用途	主な種類	金額
沖縄県中頭郡中城村	事業用資産	ソフトウエア	3,770

２．減損損失の認識に至った経緯

上記の事業用資産については、当初予定していた使用用途がなくなったことにより、投資額の回収が困難と認められるため、当該資産の回収可能価額を使用価値として測定した結果、帳簿価額を回収可能価額（０円）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

当連結会計年度（自 2022 年 1 月 1 日　至 2022 年 12 月 31 日）

１．減損損失を認識した資産グループの概要

（単位：千円）

主な場所	主な用途	主な種類	金額
沖縄県那覇市	飲食店舗　他	建物、機械装置、工具器具備品、のれん	23,299

当社グループは、事業区分を基に、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされるものを最小単位として資産のグルーピングを行っております。

２．減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、特に飲食事業において既存店の売上が落ち込みました。このような状況のもと、のれんを含むより大きな単位において営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、固定資産に減損の兆候があるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

※５　店舗閉鎖損失

店舗閉鎖損失の内容は、飲食事業において不採算店舗の撤退により発生した損失であります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2021 年１月１日　至 2021 年 12 月 31 日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,393,500	99,000	－	1,492,500
合計	1,393,500	99,000	－	1,492,500

（変動事由の概要）

普通株式の発行済株式総数の増加数の内訳

第三者割当による新株の発行による増加　99,000 株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計業年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
2019 年 第 1 回 ス ト ッ ク・オプションとして の新株予約権	普通株式	33,000	－	－	33,000	－
2019 年 第 2 回 ス ト ッ ク・オプションとして の新株予約権	普通株式	23,000	－	－	23,000	184
2020 年 第 3 回 ス ト ッ ク・オプションとして の新株予約権	普通株式	18,000	－	－	18,000	144
2020 年 第 4 回 ス ト ッ ク・オプションとして の新株予約権	普通株式	9,000	－	－	9,000	72
合計		83,000	－	－	83,000	400

（注）目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022 年１月１日　至 2022 年 12 月 31 日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,492,500	127,200	－	1,619,700
合計	1,492,500	127,200	－	1,619,700

（変動事由の概要）

普通株式の発行済株式総数の増加数の内訳

第三者割当による新株の発行による増加　127,200 株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計業年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
2019年第１回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	33,000	－	－	33,000	－
2019年第２回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	23,000	－	－	23,000	184
2020年第３回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	18,000	－	－	18,000	144
2020年第４回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,000	－	－	9,000	72
合計		83,000	－	－	83,000	400

（注）目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）	当連結会計年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）
現金及び預金	225,588	187,951
現金及び現金同等物	225,588	187,951

（金融商品関係）

１　金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等の他、銀行等金融機関からの借入による資金の調達をしております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は１年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は主に運転資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

１．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

２．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

２　金融商品の時価等に関する事項
連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
社債	5,000	4,996	△4
長期借入金※１	182,891	180,415	△2,475
負債計	187,891	185,411	△2,479

※１．１年内返済予定額を含んでおります。
※２．現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

当連結会計年度（2022 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
投資有価証券 満期保有目的債券	5,000	4,914	△85
資産計	5,000	4,914	△85
社債	5,000	4,985	△14
長期借入金　※１	225,765	212,576	△13,188
負債計	230,765	217,562	△13,202

※１．１年内返済予定額を含んでおります。
※２．現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。
※３．市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当連結会計年度 （2022 年 12 月 31 日）
その他有価証券 非上場株式	10,000

（注）１．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2021 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	225,588	－	－	－
売掛金及び契約資産	110,720	－	－	－
合計	336,308	－	－	－

当連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	187,951	－	－	－
売掛金及び契約資産	68,066	－	－	－
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	－	5,000	－	－
合計	256,017	5,000	－	－

（注）２．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	50,000	－	－	－	－	－
社債	－	－	5,000	－	－	－
長期借入金	14,318	19,292	21,192	21,192	21,192	85,705
合計	64,318	19,292	26,192	21,192	21,192	85,705

当連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	30,000	－	－	－	－	－
社債	－	5,000	－	－	－	－
長期借入金	27,452	29,352	29,352	29,352	26,330	83,927
合計	57,452	34,352	29,352	29,352	26,330	83,927

（注）３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　満期保有目的債券	－	4,914	－	4,914
資産計	－	4,914	－	4,914
社債	－	4,985	－	4,985
長期借入金	－	212,576	－	212,576
負債計	－	217,562	－	217,562

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

満期保有目的債券

償還金額及び利息の合計金額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

満期保有目的の債券

前連結会計年度（2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	－	－	－
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他			
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	－	－	－
	(2)社債	5,000	4,914	△85
	(3)その他	－	－	－
	小計	5,000	4,914	△85
合計		5,000	4,914	△85

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(１)ストック・オプションの内容

	2019 年第１回新株予約権	2019 年第２回新株予約権
決議年月日	2019 年３月 29 日	2019 年 11 月 22 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　４名 当社の監査役　１名 当社の従業員　１名 社外協力者　６名	社外協力者　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　60,000 株	普通株式　23,000 株
付与日	2019 年４月 26 日	2019 年 12 月 20 日
権利確定条件	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021 年４月 27 日～2029 年３月 28 日	2019 年 12 月 20 日～2029 年 12 月 19 日

	2020 年第３回新株予約権	2020 年第４回新株予約権
決議年月日	2020 年１月 30 日	2020 年１月 30 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　３名 当社の監査役　１名	社外協力者　２名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　18,000 株	普通株式　9,000 株
付与日	2020 年１月 30 日	2020 年１月 30 日
権利確定条件	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020 年１月 31 日～2030 年１月 30 日	2020 年１月 31 日～2030 年１月 30 日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権（注）	第２回新株予約権（注）	第３回新株予約権	第４回新株予約権
決議年月日	2019年３月29日	2019年11月22日	2020年１月30日	2020年１月30日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	33,000	23,000	18,000	9,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	33,000	23,000	18,000	9,000

（注）株式数については、2019年４月25日付の株式分割（普通株式１株につき３株の割合）及び2019年11月22日付の株式分割（普通株式１株につき30株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
決議年月日	2019 年３月 29 日	2019 年 11 月 22 日	2020 年１月 30 日	2020 年１月 30 日
権利行使価格（円）	334（注）	492（注）	492	492
行使時平均株価（円）	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－	－

（注）権利行使価格については、2019 年４月 25 日付の株式分割（普通株式１株につき３株の割合）及び2019 年 11 月 22 日付の株式分割（普通株式１株につき 30 株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において、新たなストック・オプションの付与はありません。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年12月31日）	当連結会計年度 （2022年12月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	41,850	120,985
貸倒引当金	－	1,537
減損損失	1,128	7,723
店舗閉鎖損失	－	7,606
研究開発費	3,815	2,917
未払事業税	471	600
その他	－	42
繰延税金資産小計	47,264	141,413
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△37,864	△120,985
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,669	△20,427
評価性引当額小計	△41,533	△141,413
繰延税金資産合計	5,731	－
繰延税金資産純額	5,731	－

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度（2021 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	－	－	－	－	－	41,850	41,850
評価性引当額	－	－	－	－	－	△37,864	△37,864

繰延税金資産	－	－	－	－	－	（※２）3,986	3,986

※１　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
※２　税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2022 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	－	－	－	－	－	120,985	120,985
評価性引当額	－	－	－	－	－	△120,985	△120,985
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※１　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（４）会計方針に関する事項　５．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2022 年 12 月 31 日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	110,720
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	50,424
契約資産（期首残高）（※１）	－
契約資産（期末残高）（※１）	17,641
契約負債（期首残高）（※２）	76,096
契約負債（期末残高）（※２）	107,405

（※１）契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との

間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

（※２）契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、前期の連結貸借対照表上は前受金として、当連結会計年度より契約負債として、独立表示しております。

なお契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は 76,096 千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。当社は「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」の２つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要な売上項目
スポーツ関連事業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Ｔリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
飲食事業	バル形態を中心とした飲食店の運営による収入、イベントへの参加、フランチャイズ収入

２　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2021 年１月１日　至 2021 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）１	調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	スポーツ関連事業	飲食事業	計			
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高又は振替高	287,711 6,380	186,063 －	473,775 6,380	947 －	－ △6,380	474,722 －
計	294,091	186,063	480,155	947	△6,380	474,722
セグメント損失（△）	△11,169	△50,662	△62,282	△2,681	△126,240	△191,203
セグメント資産	173,277	83,327	256,605	4,801	234,572	495,978
その他の項目						
減価償却費	101	667	768	－	1,529	2,297
のれんの償却額	－	11,484	11,484	－	－	11,484
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	371	2,658	3,029	－	－	3,029

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を含んでおります。

２．調整額は、以下のとおりであります。

（１）セグメント損失の調整額△126,240千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（２）セグメント資産の調整額234,572千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

（３）減価償却費の調整額1,529千円は、本社資産に係る減価償却費であります。

３．セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）1	調整額（注）2	連結財務諸表計上額（注）3
	スポーツ関連事業	飲食事業	計			
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	76,246	227,400	303,646	－	－	303,646
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	192,660	2,825	195,486	895	－	196,381
顧客との契約から生じる収益	268,906	230,225	499,132	895	－	500,028
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	268,906	230,225	499,132	895	－	500,028
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,272	－	3,272	－	△3,272	－
計	272,179	230,225	502,405	895	△3,272	500,028
セグメント利益又はセグメント損失（△）	△801	△59,192	△59,994	22	△153,335	△213,307
セグメント資産	118,968	42,489	161,457	3,873	185,856	351,186
その他の項目						
減価償却費	164	1,075	1,239	－	39	1,279
のれんの償却額	－	10,853	10,853	－	－	10,853
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,050	7,781	8,831	－	－	8,831

（注）1．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を含んでおります。

2．調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント損失の調整額△153,335千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（2）セグメント資産の調整額185,856千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

（3）減価償却費の調整額39千円は、本社資産に係る減価償却費であります。

3．セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

1　製品・サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2　地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自 2021年1月1日　至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ関連事業	飲食事業	合計			
減損損失	－	－	－	－	3,770	3,770

（注）「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 2022年1月1日　至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ関連事業	飲食事業	合計			
減損損失	1,495	21,207	22,702	－	597	23,299

（注）「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度（自 2021年1月1日　至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ関連事業	飲食事業	合計			
当期末残高	－	33,166	33,166	－	－	33,166

（注）のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日　至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ関連事業	飲食事業	合計			
当期末残高	－	－	－	－	－	－

（注）のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社の主要株主（個人の場合に限る）等
前連結会計年度（自 2021年1月1日　至 2021年12月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川　周作	当社代表取締役	被所有直接 58.88	債務被保証	当社不動産賃貸借契約の債務被保証（注）2	25,825	－	－

（注）１．記載金額には消費税等が含まれておりません。
２．当社の事業所物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については債務被保証を受けている物件について、当連結会計年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

当連結会計年度（自 2022年１月１日　至 2022年12月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川　周作	当社 代表取締役	被所有 直接 53.33	債務被保証	当社不動産賃貸借契約の債務被保証（注）２	29,433	－	－

（注）１．記載金額には消費税等が含まれておりません。
２．当社の事業所物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については債務被保証を受けている物件について、当連結会計年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	当連結会計年度 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
１株当たり純資産額	28円98銭	△88円20銭
１株当たり当期純損失（△）	△94円41銭	△177円10銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
２．「会計方針の変更」に記載の通り、「収益認識基準に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の１株当たり当期純資産額は１円42銭減少し、１株当たり当期純損失は１円53銭減少しております。

１株当たり当期純損失の算定上の基礎

	前連結会計年度 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	当連結会計年度 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△134,305	△265,304
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△134,305	△265,304
普通株式の期中平均株式数　（株）	1,422,522	1,498,075
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	利率 （%）	担保	償還期限
琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社	第１回 無担保社債	2021年 10月７日	5,000	5,000	2.5	なし	2024年 10月７日

（注）連結決算日後５年間の償却予定額は以下のとおりです。

（単位：千円）

１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
－	5,000	－	－	－

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	50,000	30,000	2.35	－
１年以内に返済予定の長期借入金	14,318	27,452	1.8	－
長期借入金 （１年以内に返済予定のものを除く）	168,573	198,313	1.5	2024年～2036年
合計	232,891	255,765	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
長期借入金	29,352	29,352	29,352	26,330

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年１月１日から同年 12 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年 12 月 31 日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年６月 30 日、毎年 12 月 31 日
１単元の株式数	100 株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 ― ― ― ― ―
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 三菱 UFJ 信託銀行株式会社　全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社グループの公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社グループの公告掲載ＵＲＬは次のとおりです。 https://ryukyuasteeda.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社グループの株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
２．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
３．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
４．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023 年３月 31 日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　堀　俊介

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北村　ルミ子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の 2022 年１月１日から 2022 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社及び連結子会社の 2022 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、2022 年 12 月 31 日現在において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討することと、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上